

令和6年度決算審査措置要求決議

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 日本放送協会における関連団体との取引及び関連団体からの配当等の状況について

日本放送協会（NHK）の関連団体（子会社、関連会社等）は、NHKの業務の効率的推進、経費節減及び副次収入によるNHKへの財政的寄与・視聴者負担の抑制等を事業目的としている。会計検査院が検査したところ、NHKと関連団体との契約金額に占める競争性契約の割合が平成27年度の7.2%から令和5年度は1.8%に低下していること、5年度決算等に基づく試算では利益剰余金を原資とした特例配当可能額が子会社7社で計56億円であること、子会社が利益剰余金から任意に積み立てている特定目的積立金の一部において取崩予定時期が明確になっていないことが明らかとなった。

政府は、関連団体との競争性契約への移行促進や関連団体からの適切な還元等について会計検査院の報告及び本院の警告決議で繰り返し指摘されてきたにもかかわらず、いまだ改善が不十分であることを重く受け止め、NHKに対して、競争契約化の更なる促進、適切な特例配当の徹底による利益剰余金の還元及び特定目的積立金の取崩予定時期の一層の明確化に取り組み、視聴者負担の抑制に努めるよう求めるべきである。

2 国立公園における公園施設の不適切な管理について

令和5年度末時点で7地方環境事務所が所掌する34国立公園の公園施設1万9,150件を会計検査院が検査したところ、国有財産台帳に記載されている563件について所在不明で点検等ができず、そのうち橋りょう等重要施設26件は個別施設計画が未策定で劣化・損傷を未然に防止するなどの管理ができない状況となっている事態や、平成30年度から令和2年度の3事務所による調査で、国有財産である蓋然性が高いものの所有者不明の建物及び工作物123件が判明したにもかかわらず、地方公

共団体等との協議記録の確認が行われず、国有財産として管理されていないおそれがある事態が明らかとなった。

政府は、国内外からの観光客の来訪促進に取り組んでいる国立公園において、国会報告の基礎となる国有財産台帳に基づく財産管理が不適切で、利用者に危険が及ぶおそれがあったことを重く受け止め、その所在や所有者が不明となっている国有財産の適正管理及び安全性の確認を速やかに進めるとともに、マニュアルの見直し及び各省庁への注意喚起のほか、デジタル技術の活用による公園施設管理の効率化を図り、再発防止に万全を期すべきである。

3 私立学校施設整備費補助金の過大交付が繰り返されている事態について

文部科学省は、防災機能強化のための耐震対策工事等を実施する学校法人等に対し、私立学校施設整備費補助金を交付している。29学校法人について会計検査院が検査したところ、補助対象経費の算定方法を誤ったり、交付内定以降の事実と異なる日付を記載した請書の写しを実績報告書に添付して提出し、実際には交付内定前に着手していた事業を補助対象とするなどして、7学校法人において補助金が過大に交付されていた事態が明らかとなった。同補助金については、令和2年度決算検査報告以降、毎年度同様の指摘が繰り返されている。

政府は、会計検査院から再三にわたり指摘を受けているにもかかわらず、実効性のある再発防止策が講じられていないことを真摯に受け止め、学校法人等に対して補助金の適正な執行や会計検査院の指摘事例等に係る周知徹底を強化するとともに、業務のDX化等により実績報告書等の不備を適切かつ効率的に確認できる審査体制を整備し、再発防止に万全を期すべきである。

4 多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の過大交付等について

農林水産省は、農業者等の事業主体に対し、都道府県及び市町村を通じて、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金を交付している。17道県440市町村の1,942事業主体が実施した事業を会計検査院が検査したところ、420事業主体において交付対象農用地が宅地や駐車場等に転用されているなど保全管理等が適切でない事態、542事業主体において対象農用地に畦畔がなく田の要件を満たしていない事態が認められ、これらについて市町村が現地確認等を行っておらず、

2億2,120万円が過大に交付されていたことが明らかとなった。

政府は、農用地等の保全管理や農道等の施設の長寿命化のために使用されるべき交付金について不適切な事態が指摘されたことを重く受け止め、会計検査対象外の約4万事業主体についても同様の事態の有無を調査し、過大交付額の返還を求めるとともに、現地確認の確実な実施の必要性及び市町村職員の事務負担軽減のための効率的な確認手法を改めて周知徹底し、再発防止に万全を期すべきである。

5 リチウムイオン電池の回収処理における不十分な取組状況について

近年、市町村が回収するごみに混入したリチウムイオン電池（L I B）による廃棄物処理施設等の火災事故が増加傾向にある中、環境省は市町村に対し、発熱・発火の危険性があるL I B等の破損・膨張品等について、引渡先となる処理事業者を掲載した「リチウム蓄電池等リサイクラーリスト」を周知していた。しかし、総務省行政評価局による調査では、同リスト掲載事業者全てに連絡を取っても適合する事業者がほとんどいなかったとする意見や、破損・膨張したL I Bの適切な取扱いが分からないまま対応している実態が見受けられたため、令和7年6月、総務省は環境省等に対し改善を求める通知を発出した。

政府は、市町村がL I Bを適正に処理する上で極めて重要な情報である処理事業者リストが十分機能していないこと及び現場職員から火災事故等のリスクが精神的負担となっているとの意見が出されていることを重く受け止め、速やかに同リストを更新し、破損・膨張したL I Bの回収を始めている市町村の事例を公表するとともに、安全な回収、保管、処分方法に関する調査・検討を進めて、その結果を市町村に周知することにより、火災事故の防止に万全を期すべきである。

6 国内開発された固定翼哨戒機（P-1）の低調な可動状況について

海上自衛隊は、我が国周辺海域の監視を行うために国内開発された固定翼哨戒機（P-1）を令和5年度末時点で、35機保有しており、令和36年度までの運用を予定している計61機に係る必要経費の見積額が4兆907億円に上るとしている。会計検査院が検査したところ、平成3年度から令和5年度までの開発等に係る契約額は1兆7,766億円であること、塩分が付着して腐食が生じたことによるエンジンの性能低下や搭載電子機器等の不具合、必要な時期に必要な量が調達できないことによる

慢性的な部品不足により、P-1の可動状況が低調となっていることが明らかとなった。

政府は、巨額の国費を投じて配備したP-1に一定の非可動が生じていることを真摯に受け止め、防衛装備品の高度化や複雑化に対応する人材の育成及び適切な配置を行うとともに、維持整備に係る成果の達成に応じて対価を支払うPBL等の包括契約を推進することにより、部品の安定的な確保等を徹底し、P-1を含む防衛装備品の可動状況の改善に取り組むべきである。